

平成27年度 第6回流山市福祉施策審議会 会議録

- 1 日時 平成28年1月12日（火）
午後2時00分～3時30分
- 2 場所 流山市役所第2庁舎3階301会議室
- 3 出席委員
小島会長 鎌田委員 石塚委員 鈴木（れ）委員 鈴木（孝）委員
中委員 大野委員 大津委員 鎌倉委員 山名委員 小林委員
小泉委員 栗飯原委員 杉田委員 米澤委員 平原委員
- 4 欠席委員
新屋敷委員 平原委員
- 5 事務局
宮島健康福祉部長 矢口健康福祉部次長兼社会福祉課長
秋谷社会福祉課社会係長 今野高齢者生きがい推進課長
横山高齢者生きがい推進課長補佐 石川高齢者生きがい推進課生きがい推
進係長 小西障害者支援課長 早川介護支援課長 藤浪介護支援課長補佐
伊原介護支援課長補佐 古林社会福祉課健康福祉政策室長 富樫健康福祉
政策室主査
- 6 傍聴者
なし
- 7 議題
 - (1) 継続審議
 - ・流山市敬老祝金支給条例の一部を改正する条例（案）について
 - ・「流山市特定疾病療養者見舞金支給規則」の一部改正について
 - (2) その他
 - ・連絡事項等
- 8 議事録（概要）

(事務局：古林室長)

本日はお忙しい中、平成27年度第6回流山市福祉施策審議会にご出席頂きましてありがとうございます。

それでは、こちらのホワイトボードにあります会議次第に基づき、これより小島会長より議事を進めていただきます。時間は16時までを予定していますので、よろしく願いいたします。

(小島会長)

《あいさつ》

会議に入る前に報告いたします。本日の出席委員は16名です。委員の半数以上の出席がありますので、附属機関に関する条例第5条第2項の規定によりまして、会議は成立していることをご報告します。

なお、市民参加条例等の規定により、審議会は公開となっております。

今回は傍聴者が見えておりませんが、いずれ見えた場合には、会議の傍聴について、あらかじめご了承ください。

(小島会長)

それでは、議事に入らせていただきます。

前回の平成27年度第5回流山市福祉施策審議会では、「流山市敬老祝金支給条例の一部を改正する条例（案）について」及び『「流山市特定疾病療養者見舞金支給規則」の一部改正について』の諮問があり、審議を行いました。本日もにおいても、引き続き審議していきます。

前回審議会終了後、ご意見があれば、FAX・メールで事務局に送付するということでしたが、その結果について事務局から報告をお願いします。

(事務局：古林室長)

今回は1件、「流山市敬老祝金支給条例の一部を改正する条例（案）について」のご意見を、大野委員から書面でいただきました。配布いたします。

(小島会長)

それでは「流山市敬老祝金支給条例の一部を改正する条例（案）について」から審議をします。

ここで、大野委員からいただきましたご意見を、確認させていただくために大野委員から説明をいただきたいと思います。

(大野委員)

《説明》

(小島会長)

それでは、事務局から応答や説明等お願いします。

(事務局：今野課長)

《説明等》

(小島会長)

只今、大野委員の意見について事務局から説明がありました。
他の委員の皆さんからもご意見・ご質問等を頂きたいと思います。

(上平委員)

お金を渡すのではなく、賞状（敬老を祝う）を渡すようにしたほうがいいのではないのでしょうか。そうすれば財政的な心配をしなくてすむのではないのでしょうか。市内を走るバスに乗車できるカードを交付するというようなことも考えましたが、高齢で出かけられない方もおられると思います。また、市内で使える商品券の発行も考えましたが、本人が理解（認知症等で）できない人もいると聞いていますので、普段から家に掲示できる賞状が一番良いのではないのでしょうか。他市の状況もありますが、流山市としては祝金ということではなく別の方法で高齢者のケアをする方法もあると思います。

結論を申し上げますと基本的には祝金は廃止でもよいのではないのでしょうか。

(小島会長)

大きく分けて高齢者施策の問題と高齢者のお祝いへのあり方についてでしたが、この点について事務局からお願いします。

(事務局：宮島部長)

現金給付はどの自治体も縮小する傾向にあり、その財源を利用して、他の高齢者サービスを拡張しようという動きがあります。本市も福祉手当の削減を行い、その財源を使って障害者サービス等に充てるといったサービス給付への転換を行いました。

高齢者向けのサービスの内容については、次回の会議でお示ししたい。

また、現金給付の廃止についてですが、敬老祝金については、是非論あるとは思いますが現状では、継続していきたいと考えています。

しかし、今後、社会の情勢から廃止の議論というのは再燃してくると思います。

(杉田委員)

周りの声を勘案すると敬老祝金は、必要ではないかと考える。

ただし、削減した敬老祝金の財源をどのサービスに充てていくのか、丁寧に説明をしてほしい。

また、敬老祝金支給の基準月日が、流山市は他市と違っているが、どういうことなのか。

(事務局：宮島部長)

いずれは敬老祝金制度の廃止の議論をしなければならないと思いますが、しばらくは、制度として継続していきたいと思います。

(事務局：今野課長)

流山市も以前は、年1回9月に支給を行っていたが、平成23年の改正において、9月支給から誕生月支給に変更したため、他市とは違っている。

(栗飯原委員)

年齢を何歳に区切るかは別問題にしまして、敬老祝金ではなく、健康祝金に変更はできないものか。高齢者は要介護認定を受けている方が多くいるが、そういった中で、健康な方に祝い金を支給すれば、本人も喜ぶし、市の財政も潤うのでよいのではないか。

(鎌田委員)

市の提案に賛成で、あくまでも祝金という趣旨で、補助金ではないというところが重要なのではないかと思う。他のサービスがこういったものがあるかというような整合性を考える必要はなく、敬老祝金の金額は、他市の金額を考慮して決定するのが妥当だと思う。

祝金制度は前から存続している制度であるし、長寿の方に祝金を支給することは、必要なことだと思う。

祝っていただいたという気持ちが伝わるのが大事だと思うので、渡し方が重要だと考える。現在、渡し方はどのように行っているのか。

(事務局：今野課長)

祝金の支給は口座振込である。

また、対象者には市長のお祝いメッセージをお送りしている。

(中委員)

高齢者にお祝いをするという機会が薄れている中で、家族の方が感謝を込めて、長生きしてくれてありがとうという感謝の機会を与えてくれている制度だと思うので、改正は伴っても存続させるべきと考える。

(小泉委員)

敬老祝金は、介護保険や健康保険を使わない健康な方に支給すべきではないかと考える。

100歳以上の方は、他市の状況を考慮すると5万円ではなく、3万円でもいいのではないかと思います。

ただ現金を振り込むだけではなくて、88歳の方にはお食事会を設けるなど市からあたたかなサービスを提供してほしい。

(米澤委員)

敬老祝金は必要だと考えるが、介護保険を使わない75歳や80歳の方に、健康祝金みたいなものもあってもよいと思う。元気な方を増やしていただきたいと思うので、健康祝金を作っていただきたい。

(小林委員)

市の提案に賛成であるが、100歳の方の5万円を3万円位に下げてもよいのではないかと思います。

また、商品券は使えるところが決まってしまうので、現金支給でいいと思う。

(上平委員)

長く生きたからといって、何でお祝いをしなければならないのかが分からない。行政が長寿の方のお祝いを行う必要はないのではないか。財政的なことも考えても顕彰し賞状を渡すだけで十分ではないか。

(鈴木委員)

金額を下げた祝金制度を継続することに賛同する。いずれは、祝金制度の廃止の是非を議論しなければならない時が来ると思うが、現段階では、継続でよいと思う。

(小島会長)

今日のうちに意見を出しておいた方がよいと思う方がいらっしゃると思うのですがどうですか。

意見が出尽くしたようでしたら、次の議題に移りたいと思います。

本件については、次回1月19日の第7回審議会で、引き続き審議していきたいと思います。

次に、『「流山市特定疾病療養者見舞金支給規則」の一部改正について』を、前回は引き続き、審議したいと思います。

前回、事務局から説明がありましたが、前回の審議も踏まえて、補足説明等がありましたら、お願いします。

(事務局：矢口次長)

《追加資料 見舞金支給額試算について説明》

(小島会長)

只今、事務局から説明がありました。

委員の皆さんからご意見・ご質問等を頂きたいと思います。

(中委員)

新たな対象者は、国の考えに基づき算出したと説明を受けたが、どの程度信頼できる数値と考えているのか。

(矢口次長)

国における平成25年12月時点の試算においては、指定難病において平成23年度は約78万人、平成27年度は約150万人になるとしており、約1.92倍拡大すると試算しています。これは、あくまでも国の平均値であり、自治によっては異なっているため、この試算が絶対間違いないとは言い切れません。

(事務局：小島会長)

ご意見ありましたらお願いします。

(中委員)

他市の状況を見てみると、本市と同様に、年間支出単価で制度化している、柏市、我孫子市よりも本市の見直し単価は低く設定されているため、他市との

単価の均衡を図る必要があると思う。

例えば、現行制度の対象61疾病で毎年100人程度が増加するという予算見込みの範囲内で考えられないものか。

(事務局：矢口次長)

現行制度では、今年度の対象者が約2,100人で見舞金の額は40,000円ですので、約8,400万円が支給額と見込まれます。

現行制度での対象者数は、年に100人ずつ増加していますので、来年度の対象者数は約2,200人と想定されます。

したがって、40,000円の見舞金を支給した場合、約8,800万円が必要となります。これが平成28年度の予算見込額となります。

中委員ご指摘の予算見込み額の範囲内で考えられないかということは、この約8,800万円の範囲の中で、見舞金の額を20,000円にこだわらず、他市との均衡を図り支給できないかという趣旨かと思いますが、よろしいでしょうか。確かに現在のところ、正確な対象者数は把握できていないのが実情です。近隣市の状況は、柏市の年額30,000円及び我孫子市の年額24,000円ですが、両市とも本市と同様に対象者が倍増するという国の試算に基づくものでした。

本市といたしましては、持続可能な制度として存続させていくためには、やはり限られた予算の範囲内で見舞金支給事業を行う必要がありますことから、見舞金支給の対象者が倍増することを勘案して見舞金の額を40,000円から20,000円に見直し、規則の改正を行うものです。

中委員からご指摘いただきました内容につきましては、可能であると考えられます。前段でご議論いただきました敬老祝金につきましては、条例ですので議会の議決が必要となりますが、この見舞金につきましては、規則によるものですので市長に裁量権があります。

したがって、福祉施策審議会においてご議論いただき、答申をいただくわけですが、その内容を踏まえ最終的には市長が判断することとなります。

(上平委員)

特定疾病見舞金だけではなくて、がんや認知症の他の病気に係る制度はどうなっているのか教えてほしい。

また、見舞金は医療費の支払いにおいて、どういう役割をもっているのか教えてほしい。

病気で苦しんでいるのは、見舞金対象者だけではなく、がんや認知症等の人も同様に苦しんでいるので、そのあたりを考えてほしい。

(事務局：矢口次長)

制度としては、平成27年1月1日付けで、難病医療法が施行されたことに伴い、窓口における医療費の自己負担分が、3割から2割負担分となり、または、自己負担上限額までとなりました。

また、四街道市においては、対象疾病の拡大及び財政的な問題を考慮して、平成27年9月30日をもって、見舞金制度を廃止しました。

しかし、本市としては見舞金制度が、療養者又はその保護者の闘病若しくは労苦に報いることを目的としているため、対象疾病数が拡大し見舞金対象者数が、約2倍になると想定されていますが、現行の見舞金4万円から2万円に変更し、制度を維持していきたいと考えます。

(事務局：小西課長)

市が実施する障害者に対する医療費の助成制度としましては、身体障害者手帳1・2級、療育手帳重度、精神保健福祉手帳1・2級所持者への医療費の助成制度があります。診療1回につき300円の自己負担のみとなっています。

(上平委員)

特定疾病以外の方で、闘病労苦をされている方は、対象となっていないのか。

(事務局：小西課長)

障害認定を受けていれば、保険医療の範囲の中で対象となる。

(上平委員)

特定疾病の方とそれ意外の病気の方とで、どうして対象の線が引かれてしまうのか分からない。

(大津委員)

がんや認知症は、病気の原因が分かっている治る見込みがあるが、特定疾病は、原因不明で全く治る見込みがなく、本人も家族もかなりつらい闘病を強いられる病気であるため、見舞金の対象となっているものと思われる。

(上平委員)

難病でない病気の方もご家族を含め、苦しんでいることに変わりはないのではないか。

(事務局：宮島部長)

がんやその他の病気は、治療法が確立していて医療に支えられています。

しかし、難病患者は、治る見込みがなく医療にすぎることできないので、行政として支援をしていかなければなりません。

(事務局：矢口次長)

四街道市の見舞金の廃止について申し上げますと、廃止に至った背景が、財政上の負担緩和と平成25年4月1日より施行された障害者総合支援法により、難病療養者の方も障害サービスの利用が可能となったということで、廃止に至ったということです。

特に市民からの問い合わせによる混乱もなく、議会に対する説明においてもある程度のコンセンサスは得られたとのことでした。

(小島会長)

その他ご意見ありますでしょうか。

(鎌田委員)

あくまでも見舞金であって補助金ではないので、金額がいくらなら妥当だというのは決められないと思う。したがって、流山市の予算上の問題と近隣市の動向で決めていくのがいいと考える。

また、見舞金の支給の際には、ただお金を振り込むだけではなく、闘病若しくは労苦に報いるといった趣旨の文言を対象者への通知に盛り込んでほしい。

(小泉委員)

先程、四街道市の話があったが、流山市も対象者が約2倍になり、金額も2万円に減額されるわけだが、いずれは、流山市も廃止という議論になっていくということなのか。

(事務局：宮島部長)

今回、金額を半額にさせていただくわけですが、今ここで、廃止の議論をするべきではないと考えます。

将来的には、社会の流れとして、現金給付からサービス給付へと転換を図らなければならぬ時期が来るかもしれません。

(小島会長)

もう少し時間がありますので、その他ご意見ありますでしょうか。

(小泉委員)

なぜ、特定疾病の人が増えてきているのか、考えなければいけないと思う。
健康都市宣言をしている流山市が、もっと積極的に健康を保つための働きかけをしていかなければいけないと思う。

(中委員)

特定疾病は生まれつきの病気であり、治療法が確立されていない病気であるので、別に考えていかなければいけないと思う。

(小泉委員)

人間の栄養素をきちんと考えていかないと特定疾病のような病気は増えていくと思う。必要な栄養素を次の世代に繋げていくことが大事だと思う。

(事務局：宮島部長)

行政と市民の方が一緒になって構築していくことが重要だと思います。
ただ、特定疾病は栄養改善だけでは、決して治る病気ではないという認識をきちんと持っていなければいけないと思います。

(上平委員)

所得制限はあるのか。

(矢事務局：矢口次長)

所得制限はありません。見舞金の支給は、療養者や家族の方の闘病・労苦に報いることを目的としているため、所得の制限は設けていません。

(上平委員)

老々介護の家庭は、大変なご苦勞をされていると聞いているので、そういう方にも見舞金を支給してあげてもいいのかなと思う。
他にも光をあてていかなければいけないのかなとも思う。

(事務局：宮島部長)

流山市は介護というキーワードの中で、国に先行して総合事業として、元気なお年寄りが、お手伝いを必要としている高齢者を援助するという社会作りをしています。まだ、市民の方には浸透していませんが、この事業を今から初めていかなければ、10年後、健康社会を形成することは難しいので、市民の皆様と一緒に社会作りの構築を目指しています。

(鈴木委員)

対象疾病が拡大されることに伴い、財源確保の理由から支給額が減額されるわけだが、多くの方に見舞金の恩恵が受けられるということについては、非常に良いことだと思う。

(事務局：小島会長)

そろそろ時間になりましたが、他に意見はございますか。

無いようでしたら、本件については、次回1月19日の第7回審議会で、引き続き審議していきたいと思えます。よろしいでしょうか。

なお、本日審議を行いました「流山市敬老祝金支給条例の一部を改正する条例(案)について」及び『「流山市特定疾病療養者見舞金支給規則」の一部改正について』の答申につきましては、前回の会議の中で事務局から説明がありましたが、1月26日を目途に検討を進めていきたいと思えます。

その他に、事務局からありますか。

(事務局：古林室長)

今後の予定について次のとおりです。

第7回：1月19日(火)庁議室14:00～

第8回：1月26日(火)庁議室14:00～

委員の皆様には本日文書にて開催案内を配布させていただきます。よろしく願いいたします。

事務局からは、以上でございます。

(小島会長)

本日の議事は、以上をもちまして終了いたします。

御協力ありがとうございました。

(事務局：古林室長)

小島会長には、議事進行ありがとうございました。

以上をもちまして、平成27年度第6回流山市福祉施策審議会を終了させていただきます。